

港区駐車場地域ルールについて

【港区駐車場地域ルールの目的】

目的1：低炭素まちづくりの実現

建築行為に伴う附置義務駐車施設を対象として、都条例に基づく整備では実現できない「駐車場の設置に関する配慮や駐車場の集約」の誘導を図るため、以下の施策を推進し、低炭素まちづくりの実現を図る。

- ①適正規模での駐車施設整備
⇒建物建設時のCO2排出量削減、駐車施設余剰による需要誘発の抑制
- ②駐車施設の集約化の促進
⇒地域内交通の整序化によるCO2排出削減
- ③公共交通機関の利用促進等による更なる低炭素化の取組

目的2：地域の駐車環境の改善

駐車場法および東京都駐車場条例の趣旨を踏まえ、建築行為に伴う附置義務駐車施設の整備とあわせて、以下に例示する地域の駐車課題の解決を図る。

- 駐車施設の過度な整備による都市空間活用効率の低下、不要な駐車需要の呼び込みの抑制
- 駐車場を探すうろつき交通・停め直し等による交通環境の悪化、歩行者の安全性低下の解消
- 貨物車駐車施設の不足による違法路上駐車に起因する交通環境の悪化の解消など

【港区駐車場地域ルールの適用条件】

本地域ルールにおいて、附置の適正化の基準を適用する際は、開発・建築を行う事業者の「低炭素化に資する取組」の提案を審査して決定し、この取組内容については予め例示する。

(1) 適用条件の考え方

- 本地域ルールは、『港区低炭素まちづくり計画』における各分野の施策のうち、「環境に配慮した交通環境の整備」の一環として位置づけられていることから、「低炭素化に資する取組」については、交通環境の改善に資するものを対象とする。
- 低炭素化に資する取組は、対象建築物の規模、新築・既存の別、立地状況等によって実施可能な内容および効果が異なり、また、「低炭素化に資する取組」と駐車台数の低減等は直接結び付かないため、取組例を定性的に例示するものとする。

(2) 低炭素化に資する取組の内容(例)

- 内容を例示し、事業者からの取組提案について「上位計画等の位置づけへの対応」、「地域全体の取組のバランス」等を踏まえ、港区（担当部署）が総合的に判断し、地域ルールの適用可否を決定する。

【低炭素化に資する取組の内容(例)】

項目	ソフト対策	ハード整備
■公共交通機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通利用者への商品割引サービスや特典の付与、運賃の補助 ●公共交通利用促進についての広報の実施 ●駅やバス停までのマップ表示・冊子配布 ●商品配送サービスの実施 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○バス停の整備・改築 ○公共交通機関へつながる歩行者ネットワーク整備 ○公共交通インフラの整備 ○交通広場の整備 など
■自動車による環境負荷の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員等への自動車通勤の禁止 ●共同集配の実施 ●貨物車の低公害車利用 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○EV充電器、水素ステーション設置 ○クリーンエネルギー自動車の普及促進策 ○地域共同荷捌き施設の整備 ○カーシェアリングの導入 など
■地区内移動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●手荷物預かりサービスの実施 ●地域交通（バス等）による周辺地域、鉄道駅への送迎 ●地区内の徒歩移動を支援する交通モードの導入 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○快適な歩行環境整備（ネットワーク整備） ○自転車走行空間整備（ネットワーク整備） ○交通広場の整備 ○地下車路による駐車場ネットワーク整備 ○自転車シェアリングポートの整備 など
■その他	※事業者からの提案に基づき、適宜追加	

【適用イメージ】



